

第2章 第1期計画の成果と課題

第1期計画では、「子どもたちの『生きる力』を育む」「社会全体で子どもの育ちを支える」「学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる」という3つの観点に基づき、教育施策を展開してきました。ここでは、その取組や成果と課題についての整理を行います。

1 子どもたちの「生きる力」を育む

1 「確かな学力」を育む

(1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施

- 35人学級編制の対象学年の拡大（小学校1～2年生、中学校1年生。小学校3年生、小学校4～6年生のうち1学年、中学校2～3年生で少人数指導等との選択）や少人数指導を実施することにより、きめ細かな指導に向けた教育環境の充実を図ってきました。小・中学校全学年での35人学級編制の実施について、国へ標準とする人数の引き下げによる教職員配置の充実を働きかけていく必要があります。
- 幼小連携の推進や、保育の質の向上に取り組むことにより、幼児期と小学校の教育の接続が進んできています。円滑な接続のために、幼稚園、保育所、認定こども園等および小学校の教職員が教育内容に関わる意見交換を実施し、今後も、接続期における教育課程の充実を図る必要があります。
- 「滋賀県確かな学力向上プラン」を策定し、各教科等において思考力・判断力・表現力を育むため、言語活動の充実とその評価に取り組んできました。同プランでは、共通テーマにかかる課題を、小・中学校を通し、それぞれの教育段階に応じた形で実践するとともに、地域全体で児童生徒の学力向上を図るという視点から、学習支援活動を推進してきました。また、事業の実施にあたっては、県教育委員会、市町教育委員会、推進校が役割を明確にして共通実践を行いました。しかしながら、平成25年度(2013年度)「全国学力・学習状況調査」によれば、子どもの問題を読む力や書く力などの言語力が弱いこと、学習の基本となる学びの姿勢や態度が十分に身に付いていないことなどの課題が見られます。今後は、各機関や校種間のつながりを一層重視してこれらの取組をさらに進め、学校改善・授業改善に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 高等学校においても、分割授業やチームティーチング等の導入、学校独自科目（学校設定科目）の設置など、工夫改善を進めています。今後も優れた実践例の共有を図りながら、それぞれの高等学校が特色を生かした指導改善を進めていく必要があります。

(2) 課題解決的な学習や探究的な学習の充実

- 総合的な学習の時間や特別活動等が、学校生活全体を通じた豊かな人間性、社会性、生きる力の育成につながっています。各学校がより一層課題解決的な学習や探究的な学習が充実できるよう、今後も、指導計画の作成や、地域の施設・人材の活用等について支援し、学校と連携して取組を進めていく必要があります。
- 高等学校では、高大連携による研究活動や、地域企業等と連携した商品開発、インターンシップなどの取組等を継続的に実施することにより、生徒の課題解決能力の向上を図っています。今後も、関係機関と連携しながら課題解決的な学習等の充実を進めていく必要があります。
- 特別支援学校では、主体的に問題解決に取り組む資質や能力を育成すること等を目標に、芸術や進路学習等において社会人講師を活用し、その経験や専門性を生かした学習活動を進めています。また、総合的な学習の時間では、栽培活動や地域交流など、各学校で工夫した活動が充実してきています。今後も、個々の障害に応じて課題設定を行い、主体的に課題解決できるように教育内容の充実を図る必要があります。

(3) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり

- 確かな自己実現支援事業による体験的・問題解決的な教育活動、アクティブハイスクール支援事業による特色ある学校づくりや体験活動により、各学校の特色を生かした魅力と活力ある学校づくりを進めています。今後も、引き続き事業を推進し、各学校において生徒満足度の高い体験を伴う活動を増やすなど、取組内容を一層充実させる必要があります。
- 中高一貫教育校では、計画的・継続的な教育課程や、中学校における特色ある学校設定科目により、思考力・判断力・表現力が豊かな生徒の育成を図っています。中高一貫教育校の特色を十分に生かし、6年間を見通した教育課程の一層の充実を図る必要があります。
- 魅力と活力ある学校づくりに向けて「滋賀県立高等学校再編計画」を策定しました。計画に基づく再編の実施に向け、着実に進めていく必要があります。

(4) 情報活用能力の育成

- 教育用コンピュータ等の整備や教育情報ネットワークの運用を適切に実施し、生徒の情報活用能力の育成に資する環境整備を行っています。また、教職員に対しても情報機器や情報通信ネットワークについての研修を行い、ICTを活用した授業の構築に努めています。
- 高等学校の教科「情報」では、情報機器の基本的な操作とともに、情報活用能力や情報モラルを育成しています。今後も、高等学校のみならず、児童生徒の情報活用能力の育成とともに、ネットワーク上のルールやマナー、メディアリテラシー等の学習を進め、情報社会で適切な活動を行うための基礎となる考え

方や態度を育成していく必要があります。

(5) 国際教育の推進

- 小学校の外国語活動により、国語や自国の文化に対する理解を深める活動が行われ、日本と外国の生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付き、異なる文化に対する理解が深まっています。中・高等学校の外国語や総合的な学習の時間では、国際教育に取り組む中で、外国語や外国の文化に対する理解を深めるとともに、日本の文化や日本人の考え方を積極的に伝えることを通して、異なる文化を持つ人々と協調して生きていく態度を育成しています。
- 国際化が進展する中、一人ひとりが日本人としての自覚を持ち、自国や郷土の伝統・文化に対する理解を深めるとともに、他国との相互理解に基づく多文化共生という視点のもとに、国際社会の一員として主体的に行動する力を育てることが一層求められます。
- 高校生海外相互派遣事業により、コミュニケーション能力を高めるとともに、国を越えて互いに理解し合う態度の育成や、日本人としてのアイデンティティの確立につながっています。また、英語学習に対する自信やモチベーションの向上にもつながっています。
- 将来国際的に活躍できるグローバル人材を育成することを目的に、外国語能力強化地域形成事業を実施し、英語の使用機会を増やすことで、学習意欲の向上と生徒の英語力の向上を図りました。小・中・高等学校を通じた系統的な英語学習を意識した授業づくりが進んでいます。また、語学指導外国青年（ALT）招致事業を通じて、生徒の外国語能力が向上し、国際理解が深まっています。
- 小学校の外国語活動の効果的な実践を研究し、教材の効果的な活用方法や評価、指導体制のあり方を検討することで、小学校から中学校への外国語教育の滑らかな接続と外国語教育の充実を図ってきました。授業改善に力を注いだ結果として、児童の学習意欲や理解の向上につながっています。
- 今後も、広い視野を持って異文化を理解し、これを尊重する態度、異なる国や文化の人々とともに生きていくための資質や能力、コミュニケーション能力の基礎を養うなど、国際社会において主体的に行動するための基礎的な態度・能力の育成に努める必要があります。
- 小学校外国語活動と中学校英語科のカリキュラムを連携させ、具体的実践につなげていくとともに、推進校の取組を県内全域へ広く発信することも必要です。

(6) 外国人児童生徒への学習支援

- 外国人児童生徒が在籍する小・中・高等学校に対し、教員の加配や非常勤講師の派遣を行い、日本語指導や生活適応指導の充実を図っています。
- 外国人児童生徒コミュニケーション支援事業により、外国人の子どもが母語

で自分を表現することができ、精神的に安定して行動、生活できるようになるとともに、担任等が保護者と意思疎通を図れるようになり、学校と家庭との信頼関係をさらに深めることができます。日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は特に高等学校において増加しており、母語支援の拡充が今後一層必要です。

- 帰国・外国人児童生徒受入促進事業により、指定地域における帰国・外国人児童生徒の公立小・中学校への円滑な受入れが進んでいます。
- 高等学校進学を希望する外国人児童生徒に対するサポートについて、小・中・高等学校が連携して考えていく必要があります。

(7) 特別支援教育の推進

- これまでに、知肢併置特別支援学校における児童生徒増加への対応策のとりまとめを行いました。今後、当対応策に基づく取組を着実に進めていく必要があります。
- 小・中学校における通級指導教室^{※5}は、平成 25 年(2013年) 5 月 1 日現在で、言語障害のある児童生徒を対象とする教室が 23 教室、A D H D (注意欠陥多動性障害) や L D (学習障害) 等の発達障害のある児童生徒を対象とする教室が 32 教室あり、計 55 教室が設置されています。今後も、発達障害のある児童生徒に対して、通級指導教室における効果的な指導を行う必要があります。
- 小・中・高等学校においては、特別支援教育巡回チームの派遣や個別の指導計画作成等に向けた支援の実施により、教職員の指導力が向上しているほか、個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成学校数が年々増加しているなど、特別支援教育の総合的な推進を図っています。今後も、発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた一貫性のある指導、支援を行うために、計画の作成について徹底を図る必要があります。
- 入院療養中の小・中学生に対する巡回訪問指導員の派遣や医療的ケアを必要とする特別支援学校の児童生徒等に対する看護師の配置・派遣等の学習支援を図っています。
- 特別支援学校高等部卒業者のうち、一般企業への就職者の割合が 2 割程度の状況にあることから、障害のある生徒の職業的自立や社会参加を目指し、個々のニーズに応じた進路実現のための就労機会を拡大することなどが重要となっています。

※5 小・中学校の通常学級に在籍している、障害の程度が比較的軽い児童生徒に対して、障害の状態に応じた特別な指導を行う場。

1 子どもたちの「生きる力」を育む

2 「豊かな心」を育む

(1) 規範意識など社会性の育成

- 規範意識など社会性の育成は、引き続き重要な課題です。今後も、規範意識の醸成を図るとともに、子どもに寄り添い自己存在感や自己有用感を感じさせながら、子どもの共感的な人間関係を育む必要があります。
- 「湖の子」や「やまのこ」、「たんぼのこ」といった体験学習を通じて、自然と共生する心や規範意識、豊かな人間関係、思いやりと協力し合う心が育成されています。
- 不登校、中途退学等の学校不適応児童生徒の問題、いじめ、暴力行為等の課題解決のため、加配教員の配置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクーリング・ケアサポーター、不登校対応支援員および生徒指導緊急特別指導員を派遣・配置し、校内指導体制、教育相談体制の充実を目的とした様々な取組を実施しています。その結果、公立小・中学校の不登校児童生徒在籍率は減少するとともに、暴力行為も全国平均より少なくなっています。
- 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の実施により、命の大切さへの認識や規範意識が向上しています。
- 公立小学校の不登校児童在籍率は減少しているものの、全国値に比べ高位で推移していることから、学校における教育相談体制をさらに充実させる必要があります。
- いじめは子どもの命に関わる重大な問題であるという共通理解のもと、学校だけではなく家庭、地域、関係機関との連携を一層強化して取り組む必要があります。また、いじめの早期発見・早期対応のためにも、教職員の感性と力量を高め、子どものＳＯＳを見逃さないようにする必要があります。加えて、教職員個人が問題を抱え込むのを防ぎ、組織的な対応ができる校内体制を構築する必要があります。

(2) 勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す教育の推進

- 中学校2年生が5日間の職場体験を行う「中学生チャレンジウィーク」の実施によって、中学生が自分の生き方を考え、今後の進路選択や将来の職業人としての生き方を見つめる貴重な体験、機会を設けることができます。
- 普通科高等学校におけるキャリア教育を推進するため、外部人材の積極的な活用とインターンシップを実施し、着実に勤労観・職業観を育成しています。また、専門学科においては、インターンシップ等により地域産業と連携した実践的な職業教育が進んでいます。高等学校におけるキャリア教育・職業教育により生徒の職業に関する理解を深めると同時に、小・中・高等学校を通しての系統的なキャリア教育を実施することで、学校ら社会・職業への移行をより円滑

にしていく必要があります。

- 高等学校卒業予定者に対して、新規企業の求人開拓や面接指導等の就職支援を行うとともに、ヤングジョブセンターや福祉人材センターにおいて、求人情報の提供や相談、職場体験の機会の確保に努めたことにより、若者の職業意識の形成と就職につながっています。厳しい雇用情勢が続くことが見込まれる中で、若年者に対するよりきめ細かなサービスの実施や求人開拓等により、若年者の就業支援の充実を図る必要があります。

(3) 思いやりの心の育成

- 「心の学舎」推進プランにより、道德の研修会や授業公開・講演会の取組が行われています。また、道德教育の研究指定校の優れた実践や成果を研究発表会や研修会、啓発冊子で積極的に紹介し、本県全体の道德教育の取組向上につなげています。
- 「滋賀の福祉に関わる人物や取組」を掲載するなど小・中学校用福祉読本の改訂を行い、小・中学校に配布するとともに、福祉学習の講座を開催し、教職員の指導力の向上を図っています。
- 小・中学校では、道德教育推進教師を中心に道德の授業づくりに取り組んでいます。ボランティア活動や体験活動を生かした道德の授業を工夫することや、学校の道德教育に地域の人々の参加・協力を求めるなど学校と家庭・地域の連携を推進する必要があります。

(4) 人権教育の推進

- 学校や関係機関が連携しながら子どもの人権が大切にされる環境づくりに取り組むとともに、各種教職員研修や講座、人権教育研究大会等の実施により、指導者の正しい理解と認識を深めています。
- 自分がかげがえのない存在であるという実感を持てなかったり、孤立感を感じていたりする子どもも見られることから、自尊感情を高めるための取組を強化する必要があります。
- 人権学習の一層の充実を図るため、より具体的な指導方法や教材等を学校等に提示していく必要があります。
- 世代交代が進む学校現場では、これまでの人権教育の成果等を継承していくとともに、さらなる人権教育の推進を図るため、新たなリーダーの養成が必要となっています。

(5) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- 男女共同参画社会づくり副読本を小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の全児童生徒に毎年度配布しています。
- 小・中学校用副読本の改訂を行い、より使いやすく児童生徒に気付きを与え

られる内容とするとともに、「副読本を活用したモデル授業」を各校種で開催し、教職員の指導力の向上を図っています。

- 性別役割分担意識の解消やデートDV(10～20代の未婚のカップルの間でふられる暴力)の防止をテーマとした教職員向けの講座や中・高等学校・大学への出前授業を通して、学校現場における男女共同参画意識の浸透を図っています。
- 副読本の活用率が70%前後と伸び悩んでおり、特に中・高等学校においては、授業時間の確保が難しい状況にあります。
- 教職員が男女共同参画についての正しい考え方や知識を身に付けるために、研修や啓発セミナーの充実を図るとともに、男女共同参画に関する学習情報の提供を通じて、より一層男女共同参画の視点に立った教育の推進に努める必要があります。

(6) 情報モラルの育成

- 情報社会の進展により、携帯電話やパソコン等を通じたインターネットの利用が児童生徒に広がっていることを受け、教科等の特質や児童生徒の発達段階に応じて情報モラル教育を推進しています。また、対策検討会等を開催し、関係機関との情報交換を行うとともに、情報モラルの育成のあり方について検討しており、各種団体との連携による情報モラル教室を実施している学校も多くあります。
- 教職員を対象として情報安全教育(情報セキュリティ、情報モラル)についての研修を実施するとともに、各学校等からの要請に応じて出前研修を実施しています。
- 今後も、情報モラルについて考えさせるとともに、インターネット上の有害情報や、個人情報の流出、知的財産の侵害等について、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう、メディアリテラシー教育の充実に努める必要があります。

(7) 文化・芸術に親しむ心の育成

- びわ湖ホール等における青少年向け舞台芸術公演の開催、近代美術館、陶芸の森等における青少年向け文化・芸術体験プログラムの提供等、子どもが文化芸術を体験する機会を創出しています。今後も、子どもが文化芸術に触れる取組を拡充していくための情報発信の強化、活動を支える人材の育成、プログラム内容の充実、関係機関との連携強化を図る必要があります。
- 高校生芸術文化活動支援員設置事業や、地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業を活用し、平成27年(2015年)に開催される第39回全国高等学校総合文化祭滋賀大会に向け、文芸、郷土芸能、弁論、器楽・管弦楽、吟詠剣詩舞部門などの新設部門の強化を図るとともに、高校生の文化芸術活動を支援してい

ます。今後も、県内はもちろん全国や近畿の高校生との交流を通して、豊かな人間性が育めるよう文化芸術活動を推進していくとともに、大会開催に向け、より一層、高等学校文化部の活性化や生徒の技術力等の向上を図っていく必要があります。

1 子どもたちの「生きる力」を育む

3 「健やかな体」を育む

(1) 体力向上と健康の保持増進

- 教科体育の充実や、指導効果を高めるための指導者研修の開催等により、教職員の指導力を高めることで、子どもの生涯にわたって運動に親しむ能力を育成してきました。
- 小学校を中心に「体力向上支援委員会」の立ち上げ、「1日 30分運動」の継続的な取組の奨励、指導者向けの体力向上支援プログラム（DVD）の作成と各小学校での活用促進、全学年を対象にした体力テストの実施と認定証・記録証の配付等により、子どもの体力向上に努めてきました。これまでの取組をさらに充実させ、体力のレベル向上を目指して取り組む必要があります。
- 「運動好きの子ども」を増やすために、家庭における低学年からの様々な運動経験の促進や、中・高等学校における運動部活動の推進等に努めていく必要があります。

(2) 健康教育の推進

- 学校では、学校保健に係る計画の策定とその活用を推進し、学校教育活動全体で組織的に健康教育に取り組む体制の構築を進めています。また、教職員の資質向上のための研修会の開催や手引き等の作成、地域の医療機関との連携により、健康教育の充実が着実に図られています。
- 子どもの健康教育の推進を図るためには、学校だけでなく家庭、地域、関係機関との連携がより一層必要です。

(3) 食育の推進

- 栄養教諭の配置、食育推進モデル事業等の取組などにより、朝食摂食率が向上してきました。また、学校給食に地場産物を活用する割合が上昇し、生産者への感謝の気持ちが芽生えています。今後も、学校給食への地場産物の利用拡大を図り、地域の生産者への感謝の気持ちと食への愛着心を育む必要があります。
- 教職員対象の研修会を開催することにより、学校教育活動全体の中で体系的、継続的な食に関する指導が着実に推進されています。今後も、食育推進体制の整備を充実させていく必要があります。
- 児童生徒に望ましい食習慣が身に付くよう、家庭・地域の連携・協力のもと、効果的な食に関する指導を進めていく必要があります。

1 子どもたちの「生きる力」を育む

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

(1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

- 郷土の歴史、文化や人物等を取り上げた副読本や資料集を作成し、全ての小・中学校での活用を図っています。
- 文化財講座をはじめ、建造物の修理現場の見学会や、史跡地内での歴史学習、清掃作業等のボランティア活動を実施するなど、地域文化財を活用した教育の機会の提供を通して、子どもが多彩な地域文化に触れ、その価値や魅力を理解し、地域文化を大切に守り育む態度を育成しています。
- 学校や地域、博物館等との連携を一層深め、地域の歴史的な価値や魅力、先人の知恵に触れる学習の機会を増やししながら、子どもの郷土を愛し、大切にする思いを育んでいく必要があります。
- 滋賀県平和祈念館が開館し、学校・地域に応じた県民の戦争体験を教材化する学習プログラムの実施により、平和を願う心の育成につながっています。今後は、校種に応じた学習プログラムの内容充実や学習情報および学習機会の提供に努める必要があります。

(2) 自然体験活動と実践的な環境教育の推進

- 学習船「うみのこ」によるびわ湖フローティングスクール事業や森林環境学習「やまのこ」事業、農業体験学習「たんぼのこ」事業において、実践的な環境教育に取り組んでいます。豊かな体験活動につながるよう、学習プログラムのより一層の充実や開発、改善を行う必要があります。
- 世代をつなぐ農村まると保全向上対策や魚のゆりかご水田プロジェクトにおいて、体験に基づく子どもの環境学習の場が提供されています。

(3) 環境保全意識の醸成

- 小・中・高等学校における環境教育副読本を改訂し、各学校においては、理科、社会科、家庭科、びわ湖フローティングスクール学習等において活用されています。今後は、副読本を活用した授業実践例を紹介するなど、各学校の取組内容の充実を働きかけていく必要があります。
- 全小学校や関係機関に環境に配慮して実践されている本県の農業を分かりやすく学べる学習教材を作成・配布し、活用を推進しています。今後も、様々な場面で広く活用し、次代を担う子どもの本県の農業理解を進める必要があります。
- 「環境美化の日」において、環境美化活動の実施や校内の委員会活動を中心とした啓発活動などの実施により、環境保全の大切さを実感できるよう取り組んでいます。全校的な取組になるよう、参考となる取組事例を紹介するなど、各学校の取組内容の充実を働きかけていく必要があります。

- 琵琶湖博物館では、年間 38 万人の来館者を受け入れながら、研究・調査、資料収集・整理等の成果を反映させ、展示事業に取り組んでいます。また、年間 200 回以上の観察会や体験教室、講座等を開催するとともに、年間約 700 の学校・団体の受け入れと体験学習などを実施し、子どもが環境について学ぶ機会を提供しています。今後も、琵琶湖博物館の資料を活用した取組を推進し、子どもの自主的な問題発見と学びを応援するとともに、琵琶湖博物館と学校をつなぐ人材を育成することなどが求められます。
- 学校や地域における「低炭素社会づくり授業・講座」の実施や、環境家計簿の提供により、地球温暖化問題についての理解や節電・省エネ行動の普及・促進が進んでいます。滋賀県地球温暖化防止活動推進センターや学校・地域等と連携し、低炭素社会づくりに向けた環境学習の場づくりや内容の充実、環境学習のための人材育成を図っていく必要があります。

(4) 環境学習の取組の支援

- 環境教育モデル校の取組とエコ・スクール事業との連携により、学校における環境学習が着実に推進されています。今後も、エコ・スクール事業のさらなる周知や、琵琶湖博物館環境学習センター等が持つ N P O 等の情報を学校へ提供することにより、環境学習の取組拡大に努める必要があります。
- 琵琶湖博物館環境学習センターでは、環境学習に関する相談や図書資料の貸出し、交流会等を実施し、環境学習を支援しています。今後も、それぞれが実施する活動を広く知らせるなど、N P O、地域団体、企業や関係機関とのネットワークの維持拡大に努める必要があります。
- 持続可能な社会の実現に向けた環境教育のあり方について教職員の認識を深め、環境教育に関する教職員の資質向上を図っています。また、人と環境とのよりよい関係を築くために、児童生徒が探究的に取り組む学習プログラムを開発しています。
- 環境保全への実践力や、環境学習での学びを身近な社会・生活に生かしているとする態度の育成のために、環境教育の指導内容の一層の工夫改善を推進する必要があります。

1 子どもたちの「生きる力」を育む

5 信頼される学校をつくる

(1) 地域に根ざした学校づくり

- 高等学校等開放講座を開設するとともに、社会人等に対して特定の科目を学ぶ機会を提供するなど、地域社会に開かれた学校づくりに努めています。
- 教育情報番組や教育情報誌、ホームページなどを通じて、県内の幼・小・中・高等学校、各教育関係機関の取組内容や教育情報を幅広く発信しています。
- 本県では、企業や団体等が学校において連携授業を行う仕組みを構築するとともに、学校支援地域本部事業等、保護者や地域住民が学校を支援する体制の構築を進めてきました。今後も、子どもを取り巻く様々な課題や教員の多忙化等の解決のためには、地域とともにある学校づくりを推進する必要がある、学校支援地域本部事業等の一層の推進が必要です。

(2) 学校運営の改善

- 学校評議員制度の活用や学校評価の実施により、地域住民等の学校に対する理解や協力を得るとともに、学校運営の改善に主体的・積極的に取り組みながら、教育活動を展開しています。今後も、学校運営の改善や教育水準の向上、子どもの成長につながる実効性の高い学校評価の取組を進めていく必要があります。

(3) 学校施設の整備

- 学校は子どもが多く時間を過ごす「学習の場・生活の場」であり、耐震改修工事の実施や防犯カメラの設置などにより安全で安心な学校の環境整備を推進しています。今後も耐震改修工事や老朽化した学校施設の改修を計画的に実施していく必要があります。
- 県立学校における実験実習、教科指導、特別活動指導等の円滑な実施のため、必要な機器等の整備が進んでいます。引き続き必要な機器等の整備を進め、各校の教育活動の一層の充実に努める必要があります。
- 教育用コンピュータ等の整備や教育情報ネットワークの運用を適切に実施し、生徒の情報活用能力の育成に役立つ環境整備を行っています。

(4) 安全・安心な学校・地域づくり

- 防犯対策については、県内 26,000 人以上のスクールガードによる見守り活動が行われるとともに、教職員を対象とした危機管理意識を高める研修会の実施により、緊急時の体制整備や危機管理マニュアルの充実に努めています。
- 地域の警察署でも、複数のボランティア団体・学校等と連携を図り、地域全体で子どもを見守る体制を構築しています。また、子ども安全リーダーによる子どもに対する被害防止教室を開催し、子どもの危険予測・回避能力の育成を

進めています。今後も、ボランティアが自立して活動できるよう、犯罪情報等の提供と、ネットワークづくりが必要です。

- 各学校においても、子どもの危険予測・回避能力の向上をより一層図るため、子どもが関わる学校安全マップの作成校を増やす必要があります。
- 警察、道路管理者、学校関係者の連携のもと、通学路点検を実施し、危険箇所の改善を図っています。今後も、定期的に通学路点検等を実施し、子どもが被害者となる交通事故や事件防止を図る必要があります。
- また、幼児交通安全指導者研修会や新入学生（園児）の交通事故防止運動により、子どもの交通事故防止に対する社会全体の意識の向上を図っています。
- 防災対策については、「学校防災の手引き」を参考に、各学校において学校防災マニュアルを作成し、地震災害発生時において児童生徒の安全が確保できるよう体制整備がなされています。また、防災の専門家によるアドバイスを受けたり、緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練を実施したりするなど、防災教育の充実に努めています。今後も、教職員の意識向上、防災に関する知識の習得、体制整備を行うとともに、学校防災マニュアルの見直しを随時行い、充実に努める必要があります。
- また、小学校で実践的な防災・防犯学習を実施するため「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」を作成しました。防災教育のツールとして広く活用されるよう各学校での防災教育の研修等で活用を進めていく必要があります。

(5) 修学の経済的支援

- 経済的理由により高等学校等への修学が困難な生徒に対する奨学資金等の貸与においては、これまで貸与要件の緩和や入学準備金の追加など、制度の拡充に努めてきました。また、大学等への進学や疾病などの事情がある場合、返還猶予も行っています。
- 近年の厳しい経済・雇用情勢の中で、貸与した奨学資金の返還が困難になる人が増加しています。
- 私立高等学校については、高等学校等就学支援金の導入により、保護者負担軽減補助事業とあわせて、授業料負担軽減を図っています。今後も、これらの取組を通じて、修学の経済的支援を行っていく必要があります。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的として平成 25 年(2013年) 6 月に制定された子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨に基づき、適切に対応していくことが求められます。

(6) 私学教育の振興

- 私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済

的負担の軽減を図っています。

- 体験学習の推進やスクールカウンセラーの設置、預かり保育等の活動を支援し、新たな教育ニーズに対応した各校(園)の取組の促進を図っています。今後も、私学ならではの魅力ある学校づくりを支援していく必要があります。

1 子どもたちの「生きる力」を育む

6 教育力を高める

(1) 教員の実践力の向上

- 学習指導要領で求められている教員の授業力、学級経営能力等の向上や、理科・情報・特別支援教育等、専門職としての指導力向上を図る研修を実施するとともに、大学院や企業等への派遣研修を実施し、教員の資質・能力の向上や自己研鑽への意欲を高めています。
- 理科支援員の配置により、教員の指導力が向上するとともに、安全性の高い観察・実験や児童の多様な考えを取り入れた授業ができるように努めました。
- 人権教育に関する教職員研修や講座、人権教育研究大会等の実施により、指導者の人権に対する正しい理解と認識を深めています。
- 今後も、教職員に求められていることを的確に把握して研修に反映させ、授業力向上等に一層効果的な研修を実施し、教職員の資質向上を図っていく必要があります。
- 教職員による体罰や行き過ぎた指導によって、教育・学校への信頼が失われることのないよう、教職員のコンプライアンス意識の一層の徹底を図る必要があります。

(2) 優秀な人材の確保

- 教員を志望する大学生等を対象に、実践的な指導力や使命感を培う「滋賀の教師塾」を実施しているほか、他府県にある大学での採用説明会や多様な採用選考方法を実施するなど、滋賀の教育力向上の礎となる優秀な人材の確保に努めています。
- 今後、教員の大量退職の時期を迎えることで、教育力の低下が危惧されることから、本県の将来を担う人材を確保するため、「滋賀の教師塾」の講座の充実等に取り組む必要があります。

(3) 教職員の適正な配置

- 副校長や主幹教諭の職を配置したことにより、学校のマネジメント機能の強化、管理職や他の教員の負担軽減、児童生徒と向き合う時間の拡充等につながっています。今後は、副校長や主幹教諭の配置を拡大するとともに、これらの職に適した人材の育成が必要です。

(4) 人事評価制度の導入

- 評価者研修会、評価システム研修会等の実施により管理職の制度理解が進み、教職員の職務への意欲喚起が図れています。今後は、教職員が自ら資質向上を図ることができるよう評価結果のフィードバックや評価の信頼性を高めるなど、検討と改善を進める必要があります。

(5) 組織・チームの教育力の向上

- スクールガードによる見守り活動や「しが学校支援センター」、学校支援地域本部事業により、保護者や地域住民・企業等が学校を支援する体制が構築されています。
- 子どもを取り巻く様々な課題の解決や、教員の多忙化などの状況を改善するためには、学校支援地域本部事業などをさらに推進する必要があります。
- 不登校、中途退学等の学校不適応児童生徒の問題、いじめ、暴力行為等の課題解決のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクーリング・ケアサポーター、生徒指導緊急特別指導員を派遣・配置し、校内指導体制、教育相談体制の充実を目的とした様々な取組を実施しています。
- いじめは子どもの命に関わる重大な問題であるという共通理解のもと、学校だけではなく家庭、地域、関係機関との連携を強化して取り組む必要があります。また、教職員の抱え込みを防ぎ組織的な対応ができる校内体制を構築する必要があります。

(6) 教職員の健康管理

- 定期健康診断等の的確な実施と受診勧奨に努めるとともに、受診結果に基づく事後措置や保健指導を実施し、教職員の健康管理に努めています。また、メンタルヘルス対策については、教育啓発や相談事業の実施、復職への支援等に総合的、体系的に取り組んでいますが、病気休職者の約6割は精神疾患が原因となっていることから、取組をさらに充実させる必要があります。
- 教員の職務が多忙化しており、心身の健康を保ち、子どもと向き合うことができるよう、教員の負担軽減に向けた取組をさらに進める必要があります。

2 社会全体で子どもの育ちを支える

(1) 子どもを安心して育てることのできる環境づくり

- 子育て支援環境緊急整備事業や放課後児童クラブ施設整備等により、県内の保育所や放課後児童クラブが大幅に増加しています。
- 家庭的保育推進事業等により、県内の家庭的保育事業の普及を図っています。また、ほっと安心子育て支援事業等により一時預かり事業が普及し、利用者も増えています。
- 子ども・子育て関連三法（子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律および子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）により、これまで以上に子育て支援における市町の役割が大きくなることから、これらの法律の本格施行（平成 27 年(2015年) 4 月）に向け、各市町における地域、団体、企業の子育て支援の普及について、市町と連携して取り組むとともに、法律に基づく計画策定等を進める必要があります。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

- 児童生徒は、学校や家庭はもちろんのこと、地域の中での人々との関わりによって、人間関係や集団のルールなど様々なことを学びながら、社会性や規範意識などを育み成長していくことから、学校や家庭、地域、関係機関等が連携して社会全体で子どもを育む必要があります。
- 児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復・家族再統合や子どもの自立までの切れ目のない支援が、県、市町、関係機関および県民の連携により推進されていますが、児童虐待の相談件数は毎年増加しており、支援と連携のさらなる推進が必要です。
- 青少年の非行防止、健全育成に向けた環境浄化活動、非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援については、関係機関の連携により推進されていますが、非行の低年齢化、立ち直り支援の長期化の傾向に対応し、関係機関の連携による取組をさらに強める必要があります。
- ヤングボランティア・外国人ボランティアをはじめ、各種防犯ボランティアに対する物的支援や研修会を実施し、ボランティアが活動しやすい環境をつくることにより、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに努めています。ボランティアを側面的に支援し、自立して活動することができるよう育成を進めるとともに、防犯情報等の必要な情報がボランティア等にスムーズに伝達できるよう充実したネットワークを構築していく必要があります。

(3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり

- 本県では、家庭教育に取り組む企業との協定制度を設け、家庭教育を社会全体で応援する環境づくりに努めるとともに、各市町における家庭教育サポーターの育成等に努めてきました。今後も、これらの取組を推進し、多様な主体が連携して家庭教育を支える体制を整備する必要があります。
- 県民の滋賀の教育に対する関心を高めるため、「滋賀 教育の日」を中心に啓発事業等を実施していますが、教育の日そのものが県民に十分知られていない状況が見られることから、一層の周知が必要です。
- 淡海子育て応援団事業や「子育て三方よしコミュニティ」推進事業等により、地域、団体、企業といった様々な主体による子育て支援の取組が進められています。引き続き社会全体で子育てを支える意識の一層の浸透を図るとともに、子育て・子育てを支える社会づくりが必要です。

(4) 子どもの読書活動の推進

- 豊かな情操等を育む読書に子どもが親しめるよう、教職員や読書ボランティアへの研修、公共図書館ネットワークの構築に努めるとともに、学校における読書活動の推進に取り組んできました。これらの取組を通じ、小・中学生、高校生の読書率は向上していますが、全国と同様に学年が上がるにつれて読書率が低下する傾向があるとともに、学校図書館の体制整備が十分でない現状があります。

(5) 子どもの体験活動の推進

- 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる自然体験活動や集団宿泊体験等の充実を図るため、体験活動の指導者養成を行うとともに、市町における通学合宿の促進に取り組んできました。今後も、自然体験活動や集団宿泊体験等の充実に向けて、指導者の資質の向上や啓発に取り組むことが必要です。
- しがこども体験学校推進事業により、子どもが、学校以外で様々な体験ができる環境整備が進んでいます。今後も、子どもが体験を通じてたくましく生きる力を育めるよう、社会、自然、文化などの幅広い体験活動に関するプログラムの拡充に取り組んでいく必要があります。

3 学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる

(1) 学習環境の整備と活動支援

- 県民の学びの欲求に応えるため、本県の生涯学習の総合的な窓口である滋賀県学習情報提供システム「におねっと」による学習情報の提供を行うとともに、公民館、高等学校および大学における体系的な学習機会の提供などに努めてきました。
- 今後も、県民からの要求に応えられるよう、「におねっと」の内容充実や周知を図るとともに、県民の学習ニーズに対応した公民館等での学習機会の提供に努める必要があります。

(2) 社会の課題についての県民意識の醸成

- 環境、人権、男女共同参画、多文化共生、平和、福祉、まちづくりなどの社会の課題や消費者教育、防災・防犯などについて、各種講座や研究大会の開催による学習機会の提供、学習教材の貸し出しによる学習の支援、指導者の育成、キャンペーンの実施等を通じて、県民意識の醸成を図っています。
- 消費者教育については、高齢者や未成年者をねらう悪質な手口が増加しており、引き続き学習機会の提供や支援を行っていく必要があります。また特に若者のトラブルについては、徐々に低年齢化の傾向があるため、平成24年(2012年)8月に制定された消費者教育の推進に関する法律を受け、学校との連携の強化が求められます。
- 高齢者の参加型交通安全教室の開催、学生ボランティアによる高齢者訪問活動、高齢者等に優しい交通環境を目指す「思いやりゾーン」の設定などにより、高齢者による交通事故や交通死亡事故が減少するなど、県民のよりよい生活のための情報提供として効果が見られます。今後も、交通安全教育の内容の工夫や、県民への周知徹底に努めていく必要があります。

(3) 地域共生の仕組みづくり

- 多様な主体が連携して課題解決に取り組めるよう、意見交換の場を設けるとともに、企業人に対し、市民活動への参加のきっかけを提供しています。
- 淡海ネットワークセンターにおける相談事業や助成事業を通じ、市民活動団体の基盤づくりに貢献しており、モデルとなるNPOの創出にもつながっています。
- 企業・事業所に対しては、滋賀労働局と連携しながら、障害への理解や雇用の促進、就業上の配慮を進めるため、障害者雇用優良事業所等の表彰や就職面接会の実施、各種助成金制度等、事業者が活用できる諸制度の積極的な周知などを進めました。
- 特定非営利活動促進法、寄附税制の改正など制度面での改善が行われ、市民

活動の役割、重要性がますます高まっています。これらの環境変化やNPOの抱えている諸問題に対応しつつ、NPO等の活動基盤の強化に努めていく必要があります。

(4) 健康づくりと生涯スポーツの振興

- 「健康いきいき 21－健康しが推進プラン－(改訂版)」に基づき、県民一人ひとりが実践する健康づくりを基盤に、健康を支え、守るための社会環境の改善を進めていく必要があります。
- 本県の成人のスポーツ実施率（週に1回以上運動を行う人の割合）は、平成14年度(2002年度)の34.4%から平成23年度(2011年度)の42.2%へと上昇していますが、まだ全国平均値（47.5%、平成24年度(2012年度)）を下回っていることから、各地域で身近に体を動かせるスポーツ環境として、総合型地域スポーツクラブの設立とクラブの自立に向けた取組を引き続き行う必要があります。
- 平成24年度(2012年度)に策定した「滋賀県スポーツ推進計画」に基づき、幼児期のスポーツ環境の充実、スポーツ指導者の育成、企業・大学と市町やスポーツ関係団体との連携・協働を推進する必要があります。
- 平成36年(2024年)に開催予定の第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会を見据え、より一層、県民の運動への関心を高め、児童生徒の体力等の向上を図っていく必要があります。

(5) 地域の歴史や文化に親しむ機会の充実

- 陶芸の森による創作体験プログラムの提供、びわ湖ホールの自主事業公演等により、県民が多彩な文化に触れる機会を提供しています。
- 県外での美術工芸品等の展覧会の開催、建造物や美術工芸品等の修理現場の公開や説明会等の実施、映像記録の制作等を通じて、県内外に本県の仏教美術等の魅力を広く発信しています。
- 「近江水の宝」として64の歴史遺産を選定して探訪や講座を開催したり、「大地の遺産」として遺跡を生かした探訪や講座を実施したりするなど、地域の歴史や文化に親しむ機会を提供しています。
- 未指定文化財の調査を進め、本県の文化財の現状をより詳しく把握し調査報告書を刊行することで、身近な文化財について県民に周知しています。
- 県政モニターに対する近江の仏教美術等についてのアンケート結果では、約7割の人が「興味がある・どちらかといえば興味がある」と回答し、関心は高いものの、約6割の人が「十分知られているとは思わない」と感じているとの結果も出ており、一層の情報発信が必要です。
- 本県の文化財は県内に広く分布し、地域の人々の暮らしや風土、信仰と結びつき守られてきましたが、近年は、地域の人々だけでは文化財を守りきれない

厳しい状況になりつつあります。文化財を地域で大切に守り伝えてきた「近江の文化財風土」を大切にし、地域の人々とともに、適切な時期に適切な方法で文化財を保存修理し、次世代に引き継ぐ仕組みを構築していく必要があります。

- 多様な手法を用いて歴史文化遺産を生涯学習のプログラムに活用し、広く県民が学び、県民自らも担い手となって、文化財の価値や魅力を守り、伝えることができるようにしていく必要があります。
- 仏教美術等の魅力を県内外で広く発信するほか、安土城考古博物館等での特色ある展示等を充実させ、県民の歴史や文化に親しむ機会の充実を図る必要があります。
- 休館中の琵琶湖文化館の機能を継承するため、代替施設の整備について具体化を図る必要があります。

4 第1期計画の総括

第1期計画においては、上記のように各種施策の推進により、基本目標の達成に向けて一定の成果を上げています。

一方で、今後さらに推進していくべき施策や、未だ達成できていない課題も存在します。今後もさらに、子どもの生きる力を育むための取組や子どもの育ちを支える取組、生涯学習社会づくりに向けた取組を進めていく必要があります、第1期計画において「今後10年間に目指す滋賀の教育の姿」として掲げた教育の基本目標「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」の達成は未だ途上にあると考えられます。

また、この間の大きな社会変化等が与えた影響や、新たに発生した課題に対応していく必要があることも踏まえ、これからの滋賀の教育に必要な施策を本計画に盛り込んでいくことも求められます。